

大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成20年10月1日（水）

ヴィアーレ大阪

2階 パールルーム

開 会 午後4時

司会（田島課長） お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めます経済局商業立地担当課長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、前回審議会の後、4人の委員の任期満了に伴う改選がございまして、新たに4名の委員にご就任いただきましたので、ご紹介申し上げます。

まず、商業・流通分野の加藤委員でございます。

加藤委員 加藤でございます。2年ぶりで、ちょっとリハビリが必要な感じがしますがけれども、よろしくお願いいたします。

司会 交通分野の塚本委員でございます。

塚本委員 大阪産業大学の塚本と申します。はじめまして。よろしくお願いいたします。

司会 生活関連分野の難波委員です。

難波 難波不動産鑑定の難波でございます。私も2年ぶりぐらいかと思えます。よろしくお願いいたします。

司会 法律分野の馬場委員でございます。

馬場委員 帝塚山大学法政策学部の馬場でございます。競争法を担当しております。よろしくお願いいたします。

司会 それでは、本審議会の委員定数9名でございますが、本日、向山委員が欠席しておられます。現在、8名の出席がございますので、審議会規則第7条第1項の規定によりまして、本審議会は有効に成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認でございます。

(配付資料確認)

司会 本日は第1回目の審議会ですので、会長の選出の件でございますが、審議会規則第4条に基づきまして、本来ならば委員の互選によりこの場で選出することになっておりますが、委員改選の7月25日以降、本日の会議の招集を会長名でやらなければならない手続等がございましたので、皆様方に事前に文書により選出をお願いいたしました。その結果、加藤委員に会長にご就任いただくことになりましたので、ご報告を申し上げまして、

ご理解をいただき、本日の議事を進行させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、加藤委員は会長席へお移りいただきたく思ひます。

(加藤委員、会長席へ移動)

司会 続きまして、会長代理の選出ですが、審議会規則第4条第3項によりまして、「あらかじめ会長の指名する委員へその職務を代理する」とありますので、加藤会長からご指名をいただきたく思ひます。

加藤会長 河井委員にお願ひしたいと思ひます。

司会 会長代理は河井委員に決定いたしました。河井委員は会長代理席へお願ひいたします。

(河井委員、会長代理席へ移動)

司会 それでは、加藤会長に一言ご挨拶をいただきました後、大店立地法に基づき届出がありました新設3案件につきまして、審議の進行をお願ひいたします。

加藤会長 先ほどリハビリが必要だと申し上げたんですけど、大役を仰せつかりまして、ちょっと緊張しております。前会長は石原名物会長で、日本の流通政策は石原先生が決めているということもありまして、政策にも詳しく、人柄もよく、大変スムーズな進行をされていたように思ひます。私はその時、商業関連委員で、商業関連委員というのは実は何も発言する機会がないんですね。たぶん門前の小僧何とかと言ひまして、石原先生のことをずっと勉強させていただいたので、大役を仰せつかったのかなと思ひております。大変未熟ではございますが、皆様のご協力をいただきましてスムーズな進行を心がけたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日ご審議いただきますのは、新設案件3件でございます。議事の進め方としましては、次第に従ひまして個別に新設案件をお諮りしたいと思ひます。

最初に、議題①「(仮称)ライフ大国町店」の新設に関する届出内容等について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 「(仮称)ライフ大国町店」の新設について、ご説明いたします。資料1の届出要約書とあわせて前方のスクリーンのご参照をお願ひいたします。

まず、1ページ、2ページをご覧ください。本件は、地下鉄大国町駅から北西へ250mのところ到店舗面積2,100㎡のスーパーを新設するものでございます。

設置者及び小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーション、用途地域は商業地域で、平成20年3月4日に届出がございました。

大規模小売店舗の新設予定日は、平成20年11月5日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらは店舗北東交差点からの写真で、現在工事中となっております。

次に、施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は57台設置されております。駐輪場は110台、うち自動二輪用が15台でございます。

荷捌き施設は254㎡設けられ、廃棄物保管施設の保管容量は合計10.1㎡でございます。

各施設の場所について、平面図でご説明いたします。駐車場は、道路を挟んで施設東側に設置されております。駐輪場は、建物1階東側及び駐車場西側に設けられています。荷捌き施設及び廃棄物保管施設は、店舗1階西側に設けられております。

施設の運営方法に関する事項ですが、小売店舗の営業時間は、午前9時から午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午前2時30分まででございます。

駐車場出入口は、駐車場西側に入口専用1カ所及び駐車場北側に出口専用1カ所が設けられており、左折イン、左折アウトとなっております。

前方のスクリーンをご覧ください。駐車場の出入口図は、ご覧のとおりです。

こちらが現況の駐車場入口付近の写真でございます。駐車場出口付近の写真といたしまして、西方向への写真、東方向への写真でございます。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。3ページをご覧ください。

主として販売する物品は、食料品、生活関連用品等でございます。

1階及び2階平面図は、ご覧のとおりでございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から必要駐車台数を求めますと27台となります。それに対して設置台数は57台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

来店車両の入退場経路はこちらのとおりです。まず、北側からの来客車両は、駐車場北東交差点では中央分離帯があり右折できないため、北側の「元町3」交差点で右折した後、南下し、駐車場へ入庫いたします。南側からの来客車両は、国道25号線を左折し、店舗北

東交差点を左折し、駐車場へと入庫いたします。退店車両につきましては、駐車場北側から出庫し、店舗北東交差点で左折もしくは右折し、南北へ誘導いたします。

騒音についてでございますが、施設に設置される室外機等の稼働時間は午前8時から午前3時まで、冷凍用室外機は24時間となっております。発生騒音の予測・評価につきまして、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向6地点に予測地点を設定し、予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量といたしまして、一般廃棄物が1.5m³、再生利用対象物が0.6m³に対しまして満足する保管容量（合計10.1m³）を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてでございます。

住民等説明会は、本年4月11日に開催され、22名の出席がありました。質疑応答がございましたが、主に店舗周辺の交通問題に関して4件の質問がございました。

届出書の縦覧及び意見書の受付は、3月14日から7月14日までの4カ月間行い、住民等意見書の提出はございませんでした。しかし、駐車場出口の位置に関して、近隣住民から設置者へ要望がございました。

前方スクリーンをご覧ください。要望の内容は、駐車場出口の位置を変更してほしいというものでございます。設置者は届出時よりも西側へずらす変更案を要望者へ提示し、了解を得ていると聞いております。駐車場出入口の現況写真は、ご覧のとおりでございます。今後、関係部局における協議を実施した上で、駐車場出入口の位置変更の届出を提出していただく予定でございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に深夜営業に関しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう意見のとりまとめを行っております。以上で説明を終わります。

加藤会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

内田委員 確認させていただきたいと思います。6ページの「その他指針に基づく配慮事

項等]で交通関連の記載がいくつかありますけれども、ここで2つほどお尋ねしたいことがございます。

交通の第2項、「看板による広域的な路上案内」ですが、業態とか面積からして、そんなに自動車による来店は多くないと思うんですが、ここであえて書いていただいていますので、どのような考え方に基づいて「広域的な路上案内」をするのか、その時に配慮する項目としてどんなことを考えるのかというあたりですね。それから、「関係機関と協議の上」の関係機関というのは、いろんな機関があるのでしょうかけれども、そのあたりを確認させていただきたいというのが一つです。

もう一つは、下から2つ目の項目ですけれども、「駐車場については(中略)来店車両が優先的に利用できるようにします」。この中身が意味としてよくわからない。これ、専用駐車場ではないということなんですかね。駐車場の出入口が隣接しているようであれば、どっち側を優先するという話もあると思いますけれども、これがわざわざ書いてあるのは、こういった事情があるのでしょうか。

事務局 1番目の看板による広域的な路上案内における関係機関と協議については、警察なり私ども大阪市の計画調整局との協議で、開店までに対応を考えていくことになると思います。まだ正式にどういう方向でやるかというのは確定はしていない。ただし、オープンが今年ということで、そのへんもきちっと詰めていかなければならない時期に来ています。また警察等関係機関と連絡をとりまして、打ち合わせ等をさせていただきたいと思えます。

加藤会長 これは57台ですよ。指針だと27台で、こういうスーパーは近隣型で、徒歩か自転車から来るのが一般的なのかもしれませんが、駐車場を取ってらっしゃるので、比較的遠くからも買いに来られることを想定している。その時の進入路がわかりにくいということもあって、おそらく「広域的な路上案内」ということになっているのかなと思いますけれども。

内田委員 7ページにある来店ルートや退店ルートは、各交差点における安全性とかの観点から決められているのでしょうかけれども、かなり理想論的な線かと思うんです。これを確実に保障するための案内なのかとは思いますが、ある意味、影響の程度からして、そこまでやる必要があるのかという判断もあろうかと思えます。ですから、どれぐらいのところに、どんなことを保障するためにどれだけ配置するというのを具体的に協議してい

くに当たって、そのへんの影響の程度に対する評価や基本的な考え方があって然るべきだろうと。そのへんの考え方も言葉で出していただいたほうがありがたいなと思います。

加藤会長 基本的にはおそらく警察と。

事務局 そうですね。

内田委員 言い方は悪いですが、大した台数ではないので大問題にはならないと思うのですが、ここを延々と走らせるのは、対面通行ではあるけれども物理的に歩道と分離されていないとか、交通安全上の心配がないことはないので、まったくどうでもいいという話でもないで、ちょっと確認させていただきました。

加藤会長 理想的な進路を決めていても、運転手がどう動くかはちょっとわからないところがあるし、生活される方にとっては、変な車が入ってこられたら困るということがあって、進入路については、できるだけ理想どおりに動いてほしいということだと思います。

そのへんのおおよその目安みたいなものは、従来は警察との協議の中で、過剰な表示もなし、生活にとっても、便利な形でのバランスをとってきたのだらうなあとと思います。もし今後心配される点があれば、詳しく説明していただきたいということだと思います。

内田委員 今回の件については、そんなに問題にならないとは思いますが。

事務局 2点目の件ですが、「来店車両が優先的に利用できるようにします」とあるのは、現状はタイムズが小さい規模でされているところですが。来店車両優先というのは、お買い物に来られた方にはキャッシュバック等で対応し、ほかの方からは正規の料金を取るという差別化を図っていくという意味です。

内田委員 そうなってくると、確保しているロットが57というのは、タイムズとして、その他一般利用も可能なものも含めて57ということですか。

事務局 そうですね。ほかに利用する方も含めてということになります。制限しているものではないですから。これで不足が生じることになれば店舗専用に切り換えていくとか、そういった対応はされるように聞いております。

加藤会長 確認ですけれども、通常、ここに買い物に来られた方も一般の方も両方使えるということでは、駐車台数を確保したことにならないのではないですか。

事務局 大店立地法で決められている駐車台数というのは、あくまでも来店者のための駐車場であるので、本来ならばそうですが、余裕があればお使いいただけるという形をとっていらっしゃるところが大半だと思います。来店者が必ずとめられるような形で対応を

お願いしていくことになると思います。

加藤会長 いつも空いてるようでは、ある意味でむだだということもあるのでしょうか。

内田委員 運用についてはそのほうがよろしいかと思うんですけれども、そのへんの事情がこの資料からはうかがい知れないですよ。「それに向けて、このような運用方針である」というのもないと、今は「あれ？」という感じがありますけどね。

加藤会長 27台でいいにもかかわらず、57台も確保しているわけですからね。

内田委員 この地域の車の利用を抑制すべきかどうかは、また別途議論があるかもしれませんが、駐車台数が多いのが常にいいわけではないと思います。現状としてもこれぐらいのニーズと利用実態がある中で、新規に立地することによって追加分を受ける部分が必要とされている27台。可能性があるとか、新規に車の利用を奨励するものではないとか、どんな事態が起きてもいいだけキャパシティがあるとか、いろんな判断の仕様があると思いますが、そのあたり、もう少し踏み込んで検討できるような考え方、計画案のもっと具体的な姿を出していただければありがたかったかなあと。

加藤会長 前もいろいろ議論になったと思いますけれども、例えば大阪駅の前に果たして駐車場が必要なのかということで、大店立地法上は駐車台数の下限を決めているだけで、上限は決めていないので、先生がおっしゃったように、それほど車利用を促進しないということであれば、ある意味で駐車台数を少なくする考え方があってもいいと思うんですよね。大阪市としては、たぶんそのへんは一つの方針を持っていると思いますので、ご説明いただけませんか。

事務局 大阪市では、駐車施設の附置の特例として一定の要件を満たせば駐車場台数を低くする措置が可能な附置義務の緩和もありますし、大店立地法の駐車場の届出台数についても、本市独自基準により、軽減した形でお届けいただけるようにしています。ただし、今回は大国町ですし、特に上限を設けているわけではございません。逆に大阪府警の意見を聞けば、多いに越したことはないという考え方もございますので、上限を設けるのはなかなか難しいかなと考えております。今後、ライフ大国町店につきましても、オープンした後、届け出内容の検証をしてまいりたいと考えています。

内田委員 確保の実態とか運営あるいは経営の実態がちょっと見えなかったもので、言ったわけです。大阪市の公営駐車場もそうですけれども、このような一般需要も許すタイムズなんかの例が非常に多くなってきています。そのあたりの細かな契約内容まで踏み込み

たいとも思わないけれども、かなり限定的な運用をされているところと、本当に一般の利用者がベースで、そこにちょこっとサービス券だけとか、いろんなパターンがありますので、それがわかるように今後はご配慮いただければなあと思います。

加藤会長 ご指摘のように、「駐車場台数を確保した」という時の実態ですね。一般利用者も利用できる形なのか、あるいは本当に専用で確保されているのか。実態以上に過剰な駐車場というのはいかがなものかというご意見が出ていますので、そのへんについても今後詳しく。

事務局 はい。検証してまいりたいと思います。

加藤会長 よろしく願いいたします。

池田委員 今日いただいている資料の5ページですね。廃棄物等に関する事項、私の専門なのでチェックさせていただいていますが、これ、間違っておられますよね。提出書類の排出予測量が間違っていて、パワーポイントのほうは間違っていなかったのですが、これはライフさんが提出されている書類ですね。

排出量が $4.5\text{m}^3/\text{日}$ と再生利用対象物が $4.0\text{m}^3/\text{日}$ となっています。実際はパワーポイントのほう正しい。1.5と0.6。面積から行きましたね。ライフさんが提出されているほう間違っておられるのですが、環境事業局が指導されているのは、排出予測量 1.5m^3 に対して、毎日収集ができるかどうかかわからないので、2日分のゆとりを見て、変動幅を1.5として、1m程度の高さまで積めるという前提で面積を出しておられる。以前にいただいた資料はそうになっています。それは 4.5 と 4.0m^3 という数字で、ライフさんはそれを排出量の予測のところに入れておられるんです。

事務局 お配りしましたお手元の要約書が間違っておりまして、実際、届出書に書かれている予測量は、一般廃棄物が1日 1.5m^3 、再生が 0.6 ということでお届けいただいております。要約書のほうに誤りがあり、申し訳ございませんでした。

池田委員 図面が小さくて、面積として確保されているかどうかというチェックができませんのでね。実際には、廃棄物の管理の場所は、面積的なものが非常に大きな要素になる。 4m^2 なんていうと、自動車1台もとめられないような狭い部分なんですね。それがちゃんと確保できているかどうかということです。決して広いスペースではありませんので、それがちゃんと確保できているのかどうかということが、作業性とか衛生面とかに影響してくる。そのへんだけ十分チェックしていただくようお願いしておきます。

事務局 一般廃棄物で 4.5㎡以上必要になると思います。再生利用のほうは4㎡以上必要になるということでございますので、今回の届出は全部で10.1です。

池田委員 それが、単位が㎡なんですよ。

事務局 一応平米でも取っていただいておりますので、それは間違いなく取られております。

池田委員 わかりました。

稲岡委員 この地域では自転車での来店客が一番多いんじゃないかなと思います。交通整理員を配備するとありますけれども、配備すると言っても、店舗の周辺は自転車の整理整頓が一番課題になると思います。先ほど駐車場の話が出てましたけど、駐車場より自転車のほうが多そうな地域で、資料を読みながら気になっておりました。110台とありますが、ちゃんと置ければいいのですが、雑然と置かれないかしらと気になっております。これはお客様や住民のマナーの問題かもしれませんが。

難波委員 それに関連してですけれども、実はこの南側にもスーパーがあるんです。玉出というスーパーが、ちょうど店舗の南、神社の真西にあります。ここの玉出はビルイン型なので駐車場がございまして、歩道上に自転車をとめておまして、いつもこのところの車の通りが悪いんですよ。またすぐ真北にここが来るんだなあと思って。

南側店舗の玉出、見ていただいてわかりますように、向かいの神社側にも自転車をとめたりしています。その真北にここが出てくるんですね。ライフさん、私、この前、此花のほうの新規店舗を見ましたら、駐輪場を有料にされてるんですよ。駐輪場の有料店舗を見たのは初めてだったので、その時はびっくりしましたけれども、おそらくここも駐輪有料型になるのかなあと思って。

稲岡委員 やはりこのお店は、車より自転車という気がします。

難波委員 ここはワンルームマンションの開発がすごく多いところなんです。ですから、シングルの人が多く住んでいまして、もっぱら車ではなくて自転車、単車の利用で来られるエリアです。むしろ南の店舗の関連で、ここでまた商業施設が来て、周辺の駐輪で地元の方々の不便にならないのかなというのが気になっていたところです。

事務局 こちらにつきましては、交通整理員をつけて誘導されるように聞いておりますし、私どももオープン後に状況を確認してまいりたいと思います。そういう状況になっていなければ、また指導してまいりたいと思っております。

内田委員 今おっしゃられたような実態はこの写真を見るとよくわかるし、さらにこういったところに新規に立地した結果として、少ないとはいえ自動車が狭いところまで入ってくるとか、歩行者と自転車との錯綜状況がすごく気にかかる場所ですけれども、交通影響検討の報告書は幹線道路に立地する観点からしか見られていない。町中に立地する特に中小規模の店舗の場合は、まわりの細めの街路における人とか自転車の相互関係について、交通面でも重点を置いて検討するという形で、今後ご指導をいただく時に、交差点における容量などももちろん無視してはいけないと思いますけれども、こういったところでも配慮して、影響をきちんと見れるような方向でご指導いただきたいと思います。

加藤会長 制度的には、そういうことも加味しながら。

事務局 そうですね。交通協議を行う際に指導してまいりたいと思います。

河井会長代理 駐車場の出入口が少し西側に移る。それに対して騒音の影響評価はやられてないですか。もうやられたんですか。

事務局 今後、関係部局と変更の協議に入っていただきまして、その際に騒音評価をされると聞いております。西へ15mほど移すというもので、それほど変化はしないと思うんですが。

河井会長代理 ただ、深夜に及びますのでね。住居はそのへんにはないですか。

事務局 店舗兼住居がございます。今回、変更を考えてらっしゃる案では、真ん前には住居はないですね。だから、西へずらしても悪影響は出ない。

河井会長代理 前に来られた時にもお話ししましたが、深夜に及びますので、発券のアナウンスとかの音量を抑えていただくようなことは考えていただきたいと思います。

事務局 そのように申し伝えます。

加藤会長 ほかにございませんか。

この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったんですね。ただ、近隣住民から直接設置者に対して要望があった。それに対しては、できるだけ要望に沿う形で設置者が変更の手続をしていくということですね。こういう状況を踏まえて意見のとりまとめを行っていく必要があるわけですが、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっていると判断しまして、当審議会としましては「特段の意見は有しない」というふうに扱ってまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

また、現在協議中であります駐車場出口の位置変更の届出が実際にどうなるかについて

は、今後の審議会でご報告いただくということ。それから、駐輪場の整理員についても、実際どうだったかについて、またご報告いただければと思います。

それから、深夜営業についてのご意見が出ましたけれども、特に深夜営業については、交通、騒音などの対策をはじめ、犯罪や非行の防止などにおいても自主的な配慮に努めることが望ましい等の附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議なしのお声がありましたので、「特に意見は有しない」というふうに扱いたいと思います。

続きまして、議題②「(仮称)京阪京橋片町口ビル」の新設に関する届出内容について、事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局 「(仮称)京阪京橋片町口ビル」の新設について、ご説明をいたします。お手元資料2の届出要約書、資料2-1の住民等意見書の概要とあわせて前方スクリーンのご参照をお願いいたします。

まず、資料2の1ページと2ページをご覧ください。本件は、京阪電鉄京橋駅から南西へ130mのところ、店舗面積2,607㎡の小売店舗及び飲食店舗、劇場からなる複合施設を新設するものでございます。

設置者は京阪電気鉄道株式会社で、小売業を行う者は未定となっております。

用途地域は商業地域で、平成20年3月27日に届出がございました。

大規模小売店舗の新設予定日は、本年11月28日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらは店舗工事の現場写真でございまして、建物南側の写真でございます。続きまして西側、北側の写真となっております。完成予想図は、こちらのとおりです。

次に、施設の配置に関する事項でございますが、駐車場が41台、うち機械式駐車場が40台と身体障害者用駐車場1台が設けられており、駐輪場は39台、うち自動二輪車用が4台設けられております。

荷捌き施設は28.1㎡設けられ、廃棄物等保管施設の保管容量は、合計で16.7㎡でございます。

各施設の場所について、前方のスクリーンでご説明いたします。駐車場は、建物北側に

設置されております。駐輪場は、建物1階東側に設けられています。荷捌き施設及び廃棄物保管施設は、建物北側に設けられております。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前8時から午前0時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前7時30分から午前0時30分までとなっております。

駐車場の自動車出入口は、建物北側に入口1カ所及び出口1カ所が設けられており、前面道路が一方通行でございますので、右折イン、右折アウトとなっております。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらは現況の駐車場出入口付近の写真でございます。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。お手元資料2の3ページをご覧ください。

建物は地上5階建てで、1階から3階及び5階の劇場関連商品を販売する店舗を合わせまして、店舗面積は2,607㎡でございます。また、4階は飲食店舗、5階は劇場となっております。主として販売する物品は、雑貨等でございます。

駐車場における必要駐車台数でございますが、当店舗における各値から必要駐車台数を求めると24台となります。また、指針及び類似店舗実績から飲食店舗及び劇場の併設施設を含めた必要駐車台数を求めると、34台となります。それに対して設置台数が41台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

来店車両の入退場経路は前方スクリーンのとおりですが、駐車場が機械式であるため、入庫待ち車両が公道に滞留する場合は、交通誘導員の配置を行い、臨時駐車場である「京阪モール」駐車場へ案内することで対応していただくこととなっております。

次に、騒音関係についてですが、資料2の4ページをご覧ください。小売店舗部分に関する室外機等の稼働時間は、午前7時から午前1時までとなっております。発生騒音の予測・評価につきまして、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルにつきまして、店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たしております。

廃棄物関係についてでございますが、1日当たりの予測排出量は、一般廃棄物で2.5㎡、再生利用対象物では1.1㎡、合わせて3.6㎡です。これに対しまして十分な保管容量（合計16.7㎡）を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、本年5月9日に開催され、32名の出席がありました。質疑応答の中では、主に店舗周辺の防犯対策、交通問題等に関する質問が6件ございました。

届出書の縦覧及び意見書の受付につきましては、4月4日から8月4日までの4カ月間行いましたところ、1通の住民意見書の提出がございました。

お手元の資料2-1をご覧ください。意見の概要といたしましては、開店後における防犯対策、駐車待ち車両による騒音並びに排気ガス対策、店舗周辺の環境保持のためのごみ箱設置などが要望として出されています。これらの意見は設置者にもお伝えをし、設置者からは、それぞれの項目についてできる限りの対応をしていきたい旨の回答を得ているところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしておりますが、特に深夜営業に関しまして、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう、意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

加藤会長 ご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

内田委員 交通関係の話で、自転車がここも問題になろうかと思えます。交通関係以外の委員のお手元にはない資料に書いてあることですが、皆さんのお手元にあるものでしたら、7ページに図面があって、真ん中よりちょっと下あたりに「駐輪場（平面）39台」。39台分確保されていますが、この根拠は、物販店・飲食店の必要台数が33台、劇場部分が1公演当たり3台で、合計36台必要なところを39台確保ということですか。

類似店舗の状況を見て決めたということですが、物販・飲食についてはほかに根拠もないですし、このような判断かなあと思えますけれども、劇場1公演当たり3台というのが果たして現実的かどうか。この根拠としてあげられているのが、類似施設ということで難波のグランド花月でアンケートをとられたものを持ってこられているんですけども、N G Kはあまりにも客層が違うだろう。団体がメインで入っていて、基本的に高齢のお客さんが多いように見受けるのですが、そういうところと今回の京橋花月とではかなり実態が違うだろうと。ほかに算出する時の情報がないわけですから、誠意を持ってやられている

とは思いますがけれども、実際のところ、始まると39台というのはかなり心配されるのではないかなあとと思います。

具体的に今まで問題として指摘されたのかどうか。もちろん警備員、誘導員の配置はやられていくとは思いますがけれども、周辺に今でも駐輪がけっこう多い状況に、さらに輪をかけるようなことにならないかということに関連して、いろんな協議の中でどんな状況であったか、今後何か手を打つことができないものかなあと。

難波委員 この立地でしたら、南にエントランスをとってますでしょう？ ということは、京阪電鉄の西出口から客を入れ込むということで、南にエントランスをとっている。コムズガーデン、北東側に地下鉄がありますが、ここからの動線はあまり考えてないですよ。普通、生活街路の6mのところ駐車場の出入口をつけることは、あまりしない。西が12m、南が8m、北6mで、一番狭い道路にわざわざ駐車場を、それも立駐でつくるのは、初めに南の京阪電車のほうから客の入れ込みを考えている設計だから、こういうふうになったのではないかなと思います。

事務局 駐輪場の台数の根拠ですが、NGKを類似店としていますが、実際に吉本興業の担当者に、今回、京橋花月でどのような公演内容をされるのか、それによって客層が違うのかという点をお聞きしたところ、特にNGKと差別化をして客層を分けるというわけではないという回答がありました。NGKと客層が違うかどうかは現時点ではわからないということです。駐輪台数が足りないかどうかについては、来られる方の人数によって決まってくる場所もありますので、実際は開店しなければわからないところはありますけれども、出入口という形で駐輪場を閉めてしまうので、不法駐輪については防ぐことができるのではないかと。

内田委員 いや、それは逆でして、そこに関係者以外がとめるという話ではなくて、けっこう最近、自転車の需要が増えてきていますよね。少々遠いところからでも自転車という例が多い。難波のNGKの場合でも、実際はどこかにとめているのかもしれませんが。こちら蓋を開けてみないとわからないとは思いますが、自転車で京橋近辺までアクセスして、ここにとめられなくてオーバーフローして、ほかの歩道上にというような影響が心配されないかなということ。

ほかに、エスカレーターで劇場にアクセスする。劇場の場合は、公演の前に非常に人が集中するので、そこへの安全対策はけっこう配慮されているとは思いますが、それと

同じような陣容でいいのかどうかということはありませんが、自転車のオーバーフローとか周辺への影響についても配慮して、問題が起こった時にただちに対応できるようなシステムを準備していただければと思います。

事務局 住民意見でも、例えばごみの問題とかたばこのポイ捨てとかを懸念されてこういう意見書が出てきている状況で、例えば防犯カメラをつけろということでも、今は予測できない部分もたくさんある。基本的にオープンした後、本当にそういう実態になるのであれば、「不法駐輪の問題も含めて対応を全部させてもらいます」と京阪は答えていますので、一応住民意見を出された方も了解しているというのが今の時点です。内田委員が言われた部分につきましても、オープン後、検証したいと思っておりますし、そういう事態が起きましたら、設置者側にきちんと対応させるということで約束もしておりますので、対処はやっていきたいと思っております。

加藤会長 事務局から説明がありましたように、事後的にならないとわからないところがあるので、問題があれば速やかに対処していただくことは基本だと思います。

内田委員 駐輪の必要台数の予測は、義務づけられている問題ではないですね。考え方のガイドラインもないわけですから、善意をもってやられているとは思いますが、ちょっと心配があるので、あえて発言いたしました。

事務局 京橋の駅前の駐輪場もすごい状態になっているというのもありますし、ダイエー側もかなりそういうふうになっているということもありますので。

内田委員 この施設だけに責任を押しつけるような問題ではないと思うんですけど。

加藤会長 ただ、一般的な基準として、駐輪場の確保といった時に、なかなか検証はできない。具体的にどのぐらいあったらというのは難しいと思いますけど、若者が自転車をよく利用するようになってきているので、そういうライフスタイルの変化に応じて基準も考えていかないといけないのではないですかというご提案だったと思います。

事務局 大阪市の駐輪場対策は大きな問題点になっております。これは大店法という法律に基づく部分ですので、設置者側とそういう協議はやっていきたいと考えております。

加藤会長 それとは別の形でご議論いただきたいということですね。

馬場委員 駐輪場関係ですが、気になったのが自動二輪の駐車場所なんですね。自動二輪と言うと、普通は原付を想定するかと思いますけれども、私は中型バイクに乗るので、ついどういうふうになるのかなというのが気になるんです。ここは自転車の駐輪場の案内

はありますけれども、例えば中型、大型のバイクで走る場合は、ここに横断歩道もないのでエンジンを止めて渡るわけにもいきませんし、わかりにくいですね。回り込んで行くのか。道路に面していないので、たぶん左側をバイクは走って、駐輪場の看板の案内を目にして驚き、次の瞬間に迷って行き過ぎるのではないかと。自転車を想定しているから、こういう表示方法になるかもしれないですが。その点は少し気になりました。素人意見ですが。

事務局 自動二輪の誘導ですね。エンジンを切って押していただくということも必要かなと思います。

馬場委員 角ですし、横断歩道その他がないので、エンジンを止めて横切るということもできませんし。バイクは左側を走りますから。普通、道路に面して駐輪場は設置されますけど、ここは道路に面していないので、ちょっとわかりにくいですね。車のほうから誘導しないと。そうすると、逆にもうちょっと奥の側にしてもらいたいというのは、バイク乗りからすると感じるところです。

内田委員 ここは、この街区のだ真ん中にワタヤモータープールというのがあって、そこへのアプローチと隣り合った関係にあるので、自転車のように速度が低くて歩道を走ってくる者に対する案内と、車道を走ってくる者に対する案内は、分けて考えないといけないということをおっしゃられている。

馬場委員 そうですね。たぶん原付を想定しているのだから、低速で走ってくるのを想定していると思うんですが、40km、50kmで走ってくると、見落としやすいのと、わかりにくいというのがありますね。

難波委員 ここの入口のところに、非常階段の出口2カ所が駐輪場の出入口側に外開きで図面上ではあります。

馬場委員 そこも怖いですね。

難波委員 そうですね。これでいくと、自転車の出入口が2mぐらいしか幅がないのではないかと思います。

馬場委員 特に若者が集まるとすると、大型バイクで走ってくるとどうなるかなと。ここは事故になりますね。

加藤会長 今ご指摘の点は、あまり議論されてこなかったんですか。

事務局 設置者のほうにも伝えまして、その上で安全対策を実施していただくようお願いしてまいりたいと思います。

河井会長代理 市道から自転車置き場に入るのは、歩道なんですか。網目の横のラインが引いてある。

難波委員 ここ、歩道があります。

内田委員 一方通行で両側歩道ですよ。

河井会長代理 段がついてるんですか。

事務局 段差はなかったんじゃないかな。線を引いているだけだと思います。

難波委員 歩道ができてるのは、もっと手前のほうだけですか。

事務局 下のほうは皆段差をつけてるけど、反対側のほうはラインで識別している。

難波委員 歩道があるのは途中までなんですね。もうちょっと東に行ったら、歩道ができています。

事務局 具体的に設置看板がどういう形でできるかというのがわからないので、そのへんを識別できるような形で設置者側には言っておきます。

塚本委員 予測値の妥当性ですけれども、4ページの等価騒音レベルの予測値、6時～22時、Cで34dBとか、22時～6時、CとかDで29dBとか28dBという騒音レベルがとても想像できない。都会の真ん中でこんな騒音レベルのところがあったら教えてほしい。

河井会長代理 これは、ここの施設が生成する騒音ですから。

塚本委員 バックグラウンドと足し算してない？

河井会長代理 してない。

塚本委員 でも、普通、騒音レベルはそういう数字の出し方はあまりしないのではないですかね。例えば先ほどのライフさんの4ページのところは、皆40dBから50dB近い数字を書いている。これはたぶんバックグラウンドを足し算した数値を出されていると思います。

河井会長代理 いや、違うと思います。というのは、例えばオーバーしていたら、すでにつくれないことになってしまいますから。

塚本委員 例えば環境アセスメントでは、完全にバックグラウンドを足し算してやるのですが、こういう時には出している部分だけで基準値を決めているわけですか。50dB以下だったらそれでいいと。

加藤会長 どちらかと言えば、そうです。

塚本委員 50dBを単体だけで出すという、そういう騒音レベルの想定ですか。

加藤会長 そうですね。

塚本委員 そうですか。そういうやり方があるわけですか。

河井会長代理 暗騒音で50dBがもしあれば、プラス3になると言えば、そうなります。

塚本委員 例えば先ほどのライフで言いますと、55dBとか53dBは、このつくった施設だけ、暗騒音と足さないもので55dBの音を出してくるという意味ですか。等価騒音レベルで。

加藤会長 そうなります。

塚本委員 そんなエネルギーがあるんですか。

河井会長代理 たぶん空調の室外機とか換気扇とか。

塚本委員 だけど、そういうもので出てくる寄与分は、普通は数dBオーダーですよ。ということは、1,500戸ぐらいのマンションをつくって、すべての家にエアコンをつけて一斉に回したとしても、寄与分のプラスは普通は4dBとか5dBが常識的な数字で、50dBぐらいの数字が出てくるというのは。

河井会長代理 ほかの暗騒音がなければこのレベルになるということです。

塚本委員 暗騒音がないということは、そのものだけが出している音だという意味ですね。

河井会長代理 道路騒音とかそういうのがなければ、これぐらいのレベル。

塚本委員 たぶん4ページのこの数字の弾き方と、先ほどの京阪片町口の数字の弾き方とは違うと思いますね。

河井会長代理 一応出し方は決まっていますので。

塚本委員 まあ、そうでしょうね。そういう意味でちょっとご質問させていただいたんですけどね。よくわからなかったの。例えば今福店になりますと、21dBとかいう等価騒音レベルの数値が出てきている。

河井会長代理 これは夜間の22時から6時までのを均したやつですから。

塚本委員 それはよくわかっていますが、30dBを切る騒音というのは、普通の人間の感覚で言うと、深夜にキツネかフクロウしか鳴いていない山の中でしか30dBなんていうレベルはありませんのでね。

河井会長代理 たぶんそれぐらいではないかなあとと思います。

塚本委員 そうですか……。算定方法のこととか、詳細を教えてください。

加藤会長 大店立地法上と環境アセスメント上の……。

塚本委員 環境アセスメントはよく存じておりますけれども、技術基準みたいなものを知

らないところがありますので、教えてください。きわめて違和感のある数字ではあるのか、どういうとらえ方をするのか。

事務局 また資料を送らせていただきます。

加藤会長 ほかによろしいですか。

いろいろご意見を頂戴しました。意見書の提出も1件ありました。先ほど事務局から説明がありましたように、特に開店後における防犯対策、来店車両の排気ガス対策、開店後における店舗周辺環境悪化を懸念した内容の意見書の提出があつて、これに対しては設置者が「できる限りの対応を行っていきたい」という回答をされているということでした。

委員の皆様からご意見を頂戴しましたが、例えば駐輪場、駐車場の特に安全、誘導について、事後的にしかわからない部分もありますけれども、かなり問題があるのではないかと懸念を表明していただいたと思いますが、届出上は大店立地法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっておりますので、当審議会としましては「特段の意見は有しない」との扱ってまいりたいと思います。

ただし、住民意見にもありましたし、この委員会でも問題になりましたように、問題が発生する場合には、速やかに関係機関と協議して適切な対処を講ずることを附帯意見として申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、そういうふうに扱いたいと思います。

次に、議題③「(仮称)関西スーパー今福店」の新設に関する届出内容について、事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局 「(仮称)関西スーパー今福店」の新設について、ご説明いたします。お手元資料3の届出要約書とあわせまして前方スクリーンのご参照をお願いいたします。

まず、2ページ、3ページをご覧ください。本件は、地下鉄長堀鶴見緑地線今福鶴見駅から北へ100mのところ到店舗面積1,535㎡のスーパーを新設するものでございます。

設置者及び小売業を行う者は、株式会社関西スーパーマーケットでございます。

用途地域は商業地域で、本年3月31日に届出がございました。

大規模小売店舗の新設予定日は、本年12月1日です。

前方スクリーンをご覧ください。こちらは店舗工事中の現場写真でございます。店舗周辺交差点の写真といたしまして、店舗北東交差点の写真と店舗北西交差点の写真です。

次に、施設の配置に関する事項でございますが、駐車場は51台設置されております。駐

輪場は69台、うち自動二輪車用が7台、合計69台が設けられております。

荷捌き施設は48㎡、廃棄物保管施設の保管容量は、合計で 15.79㎡でございます。

各施設の場所について、平面図でご説明いたします。駐車場は、建物2階(屋上)、駐輪場は1階東側及び1階北側に設けられております。荷捌き施設及び廃棄物等保管施設は、1階西側に設けられております。

施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前7時から午後10時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から午後10時30分までとなっております。

駐車場出入口は、建物北西側に出入口が1カ所設けられており、左折イン、左折アウトとなっております。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらが現況の駐車場出入口付近の写真です。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時まででございます。

次に、添付書類の概要について申し上げます。資料3の3ページをご覧ください。

主として販売する物品は、食料品、日用品等でございます。

建物は地上1階建てで、屋上に駐車場がございます。店舗が1階及び屋上駐車場エレベーター前カート置き場となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から必要駐車台数を求めますと、10台となります。それに対し設置台数は51台で、指針の必要駐車台数を満足いたしております。

来店車両の入退店経路につきまして、スクリーンをご覧ください。入店経路については、ご覧のとおりでございます。まず、北側からの来店車両は、店舗北東交差点では分離帯があり右折できないため、北側にある「鶴見6」交差点を右折後、南下し、店舗北東出入口から駐車場へ入庫いたします。その他の経路は、店舗北西交差点を左折し、同じく店舗北東出入口から駐車場へ入庫いたします。

退店経路につきましては、届出後に設置者が行った近隣住民への工事説明会におきまして、退店経路の一部が生活道路を通過しているため見直しを求める意見がございまして、関係部局との協議の結果、本年7月1日に退店経路を変更して周知をしているところです。

具体的に申し上げますと、届出時(変更前)における西方向及び南方向への退店経路は、店舗北側を通過し、野江病院を左折した上で、「今福東1」交差点へ誘導する経路でござい

ました。変更後は、「鶴見3」交差点を通過し、次の交差点で右折し内環状線へ戻った後、西側及び南側へ退店する経路へと変更されております。

次に、騒音関係についてでございます。4ページをご覧ください。

施設に設置される室外機等の稼働時間は、午前7時から午後10時まで、冷凍冷蔵用室外機は24時間となっており、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルにつきまして、店舗周囲4方向6地点に予測地点を設定し予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量といたしまして、一般廃棄物が1.5m³、再生利用対象物が0.6m³、合わせまして2.1m³に対しまして十分な保管容量（合計15.79m³）を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、本年5月30日に開催され、13名の出席がございました。質疑応答の中で、主に交通整理員や駐車場に関する質問が7件ございました。

届出書の縦覧及び意見書の受付についてでございますが、4月11日から8月11日まで4カ月間行いまして、住民等意見書の提出はございませんでした。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認いたしておりますが、特に夜間の営業に関しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう、意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

加藤会長 ここも非常に駐車台数が多いですね。やっぱりタイムズでしょうか。

事務局 こちらの駐車場の運営については、詳しいことはまだ聞いていないです。

加藤会長 そのへんもできるだけ委員会の前に調査していただいて、ご報告いただければと思います。

河井会長代理 2階というのは、屋上ですか。

事務局 駐車場は屋上でございます。

加藤会長 施設内ですね。

事務局 店舗の屋上でございます。

内田委員 今回の案件は違うと思いますが、今後はこういったところの管理を場合によっては、タイムズに委託というのも出てくることがあると思います。敷地内の駐車場も、けっこう最近、タイムズになってますよね。

事務局 内田委員がおっしゃいましたように、ライフの各店舗におきましても、通常来店の時間帯以外にも駐車場会社に管理を任せられて、24時間ずっと駐車場を使えるような形で運営されているのがほとんどですし、ほかの店舗に関しましても、そういう管理をやっているところは多いです。

加藤会長 確認ですけど、例えば関西スーパーの場合には施設の上に持っているわけですね。この場合は違うんですか。

事務局 それの運営につきましても、例えばライフでも屋上に駐車場を設置されているパターンがございまして、それも全部、駐車場の運営管理そのものを委託されてやっていらっしゃるのが大半です。

内田委員 難波のラビ1でも、店舗の上にドンと乗っかってますけれども、あれを運営しているのはタイムズですね。だんだんそういった分業化が出てくるから、確保の実態をあらかじめわかるようにしていただければと思います。

加藤会長 私は実態を認識不足だったのかもしれませんが、そういう形になると、来店客用と一般用が混在する可能性が出てきますよね。そのへんを事前にチェックしていただくように。

内田委員 有効活用は非常にいいことだと思いますので、どちら側が優先なのか、どう確保しているのかということですね。

加藤会長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。退店経路の変更については、合理的ですね。

塚本委員 合理的かもしれませんが、こんな複雑な経路、だれが守るのか。どこまで担保されるものを書いてあって、これをどういう格好で担保していくのかということが、ちょっと感覚的にわからないところがありますね。前のやつも複雑ですけど、今回のこういうかえり方を本当にするのかと。看板をいくら並べてもね。そうすると、実効性がどこまで伴うのか。そういう担保がなされていないものがどこまで書いてあって、この中身について、「あんた、審議会のメンバーしてて、どこまで責任取ってくれるんですか」という話に例えばなった場合、困るなという気持ちがちょっとあるのは確かです。

そうしたら、先ほど内田先生がおっしゃっていましたが、最初からここまでのことをこの中で触れる必要があるのかという議論もどこかであって然るべきかなという気はしました。

加藤会長 それはたぶん議論すべき内容だと思います。運営の仕方ですね。おっしゃるとおり、出してきた以上は守っていただかないといけないわけですが、それはどういう形で事後的にチェックするのか。もし問題があった場合は、どういう手続でそれを是正していくのかがはっきりしないといけないわけですね。

事務局 どこまで担保性が保てるのかということですが、設置者にとっては、きちっとした誘導経路を、広告される際、ホームページ等で示していただく以外には方法はないように思います。ただ、意見も出ていますことですから、それを守っていただくようお願いを続けていただく以外にはないのかなと思います。

内田委員 会長からの問い掛けに対して、これを書いたことが是か否かというレベルで言わせていただくと、当初の住民意見で指摘されたことは私もすごく心配でした。実際にそこを走るとは思えないですが、仮に走ったとしたら大変なところで、そんなところへなぜ誘導経路をひっぱっているのだらうと。これは一方通行ですが、途中で幅員がしょっちゅう変わるし、狭くてとんでもないところだったので、これをとりやめたのはよろしいことだらうと思います。

その一方で、南へ向かったところの交差点がけっこう赤信号の時の待ちが長いので、この交通の錯綜という別の問題が生じてきますが、住宅地内を延々走らせることに比べると、はるかに影響は少ないので、ほかに線のひっぱり様もないから変えてよかったなど。

難波委員 もう一つ、こういうふうにオーバーストアエリアになってくると気になるのですが、審査会では単体の誘導しかないですが、こっちにヤマダ電気があり、イズミヤあり、万代あり、もうちょっと行ったらイオンがありというところで、イオンと万代は東側ですが、流していくのはこの生駒線ですので、立地法で出てきている経路を合わせていくと、すごい重なり合いがあるのではないかなと思ひましてね。

でも、立地法で審査するのは、あくまでも個々の単体だけしかない。こういうオーバーストアエリアを見ていくと、いつも重なり合いすぎているのではという危惧は持っています。住民にしてみたら、必要以上に交通量の増加が出ているのではないかと思うんですけどね。

加藤会長 基本的な立地法そのものに対するご意見だと思います。

河井会長代理 4ページから5ページにかけて、騒音の予測地点が、例えばA地点が31.2m、B地点が10.2m。実はこれ、いろいろ図面を見てもなかなかわからない。なぜこういう高さにしたのか、お返事はいただいたのですが、もう少し地点とか高さを選んだ根拠がわかるような詳しい説明があったほうが私なんかはありがたい。チェックしやすい。お願いなので、これがどうこう言うつもりはないですが。

事務局 別にお答えもお送りして対応させていただいたのですが、確かに私が見させていただいても、書類だけでなぜこの高さになったのかがわからないところもありましたので、書類を見てわかるようにさせていただきたいと思います。

河井会長代理 お返事いただいた中でも、例えば「換気扇1の影響」と書いてある換気扇1の影響が図面にないですね。Aはあるのですが、Eはどこにあるのかよくわからなかった。それと、夜と昼で高さが一緒というのも、発生騒音が違うはずなので、変わってきて然るべきではないかという気がするんです。

事務局 環境局と、地点の取り方をどうするかということも含めて、これから協議したいと思います。話をした上で、またお答えさせていただきます。

稲岡委員 まちの中では上のほうが音がうるさいとか言いますよね。マンションとか上層階。私はそういうことなのかなと理解していたんですけど。

加藤会長 そのへんも含めまして、合理的な根拠。

河井会長代理 測定すると、そうです。ただ、これ、1.2mというのもあります。

加藤会長 建物によっても変わってきますからね。

そうしましたら、特にご質問、ご意見、よろしいですか。

この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったということですね。ただ、経路については変更されているということで、先ほど、変更後のほうが合理的な経路になっているというご意見もいただきました。いろいろご意見頂戴したわけですが、届出上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としては「大店立地法上の特段の意見は有しない」ということで取り扱ってまいりたいと思います。ただ、夜間営業については、周辺生活環境の悪化にならないように十分な配慮をしてほしいという附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

加藤会長 それでは、異議なしのお声がありましたので、「特に意見を有しない」というふうに扱いたいと思います。

以上をもちまして、市長から依頼のありました新設3件についての調査、審議を終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容につきましてはご一任いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、ご一任いただいたということで、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

次に、報告事項ですね。「軽微な延刻等」に係る手続状況をご説明いただきたいと思います。

事務局 「軽微な延刻等」に係る手続状況について、報告をさせていただきます。

1番目が「大阪シティエアターミナル」でございます。こちらは浪速区に所在するO C A Tでございます、既存店舗でございます。このたび店舗面積を減少するということで、通常、大店立地法に乗っかっている店舗であれば特に届出は必要ない事項でございますが、店舗面積減少でも一既存店舗でありますので、届出が必要となってまいりました。実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないということで、軽微で認めた案件でございます。

2つ目が、「大阪アメニティパーク」(O A P)です。こちらは商業施設が午後9時で閉店していますが、テナントとして入店しているローソンのみが午後11時までに変更されるということでございます。深夜に及ぶ営業ではありますが、このローソンが建物の地下1階に設置されているということ、まわりに24時間営業のコンビニエンスストアが複数あるということで、この店舗のみを目指して来られる方はおられないのかなということと、現場も見せていただいて、外に音が漏れることもございませぬし、説明会を掲示で認めた案件でございます。以上、ご報告をさせていただきます。

加藤会長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

加藤会長 なしということで、お認めいただいたということですね。

それでは、これもちまして本日の議事はすべて終了しましたので、審議会は閉会したいと思います。ご協力、どうもありがとうございました。

閉 会 午後5時55分